CORPORATE GOVERNANCE

ANEST IWATA Corporation

# 最終更新日:2020年6月25日 アネスト岩田株式会社

代表取締役 社長執行役員 壷田 貴弘

問合せ先:常務執行役員 経営企画部長 鷹野 巧一

証券コード:6381

# 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

# コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1.基本的な考え方

当社では、持続的な成長と企業価値の最大化を目指します。そのために、株主、従業員、お客様、取引先、地域社会などの立場を踏まえた上で、経営の機動性、透明性の向上、経営の監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることが重要と考えます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【原則1-4.政策保有株式】

当社グループの持続的な企業価値向上に役立つと判断した場合には、上場株式を保有します。それらの保有目的及び合理性については、毎年、 取締役会で株式銘柄ごとに検証し、その結果、保有を続ける必要がないと判断した株式については市場への影響等を考慮の上で売却します。議 決権の行使については、その内容が保有目的に適合するか否かにより判断します。

#### 【補充原則4-8-1】

独立社外取締役のみによる定期的な会合については定めておりません。独立社外取締役自身が随時必要性を判断すべき事項と考えます。なお、社外取締役の執務室を常設するなど、必要な時にいつでも会合ができる環境を整えます。

#### 【補充原則4-8-2】

独立社外取締役は少人数であり、経営陣への連絡・調整の個々の求めに、十分に対応が可能なため、筆頭独立社外取締役は設置しません。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引を行う場合には、取締役会で事前に審議します。また、主要株主と取引を行う場 合には、当社グループや株主共同の利益を害することがないことを条件とします。

# 【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は確定拠出年金に移行しており、当社の財政状態に対するリスクを最小化する一方で、従業員に対しては、資産運用教育を継続的に実施し、従業員自身による適切な資産形成を促します。

ただし、退職した従業員に対する未移行分が残っており、規約型確定給付年金として幹事会社に運用を委託し、定期的に運用結果の報告を受けています。取締役会は、この運用結果に市場の動向を加味し、運用方針の変更の必要性について審議しています。

## 【原則3-1.情報開示の充実】

1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念・行動規範等の当社グループの考え方を示したアネスト岩田フィロソフィや、中期経営計画を定め、当社ウェブサイト(http://www.anestiwata.co.jp/)等にて、開示します。

## 2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

以下の内容をコーポレート・ガバナンス報告書「1.基本的な考え方」に記載します。

当社では、持続的な成長と企業価値の最大化を目指します。そのために、株主、従業員、お客様、取引先、地域社会などの立場を踏まえた上で、 経営の機動性、透明性の向上、経営の監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることが重要と考えます。

#### 3)取締役会が取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続

以下の内容を当社ウェブサイト(http://www.anest-iwata.co.jp/)等にて開示します。

当社の役員報酬は、株主総会で決定された範囲内で、月額定額報酬と年1回の業績に連動した役員賞与、及び信託を利用した中長期的な業績と連動する報酬制度によって構成します。

各取締役の報酬については、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の公正な検討及び答申を経て、取締役会で決定し、公正かつ透明性の高い手続きを行います。なお、指名・報酬委員会は、社外取締役5名及び代表取締役の6名で構成し、委員長は社外取締役です。

# 4)取締役会が取締役候補の指名と執行役員の選解任を行うに当たっての方針と手続

以下の内容を当社ウェブサイト(http://www.anest-iwata.co.jp/)等にて開示します。

取締役候補の指名と執行役員の選任は、任意の諮問機関である指名・報酬委員会が、全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、取締役会に答申することで、公正かつ透明性の高い手続きを行います。また、執行役員に不正・不当あるいは背信を疑われる行為があったとき、その他執行役員としてふさわしくない場合には、取締役会の決議により解任します。

## 5)「上記を踏まえて取締役候補の指名をおこなう際の個々の指名についての説明」

当社ウェブサイト(http://www.anest-iwata.co.ip/)及び招集ご通知等にて、個々の取締役候補者の指名理由を開示します。

## 【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1

意思決定と監督を行う取締役会の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離します。取締役会は、法令及び定款に定められた事項と、取締役

会規程に定めた当社及びグループ会社の重要な取締役会の付議事項を決定します。また、業務を執行する取締役と執行役員への権限移譲範囲の社内規程を取締役会決議により定めます。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえて、独立性判断基準を策定し、それぞれの社外取締役の 選定理由とともに、当社ウェブサイト(http://www.anest-iwata.co.jp/)等に開示します。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

以下の内容を当社ウェブサイト(http://www.anest-iwata.co.jp/)等にて開示します。

取締役候補の指名と執行役員の選任は、任意の諮問機関である指名・報酬委員会が、全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、取締役会に答申することで、公正かつ透明性の高い手続きを行います。

補充原則4-11-2

社外取締役の重要な兼職の状況は、当社ウェブサイト(http://www.anest-iwata.co.jp/)等で、開示します。

補充原則4-11-3

取締役会全体の実効性の分析・評価については、各取締役の自己評価に基づき、取締役会で審議を行います。その結果は、当社ウェブサイト (http://www.anest-iwata.co.jp/)等で、開示します。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14-2

「取締役に対して、その役割と責務や必要な知識について、外部の専門家を招いたセミナーの開催等の継続的な教育を実施します。社外取締役に対しては、当社グループの事業について十分な理解をするための情報を提供します。また、監査等委員である社外取締役は分担して海外子会社を含む重要拠点への往査を実施し、監査等委員ではない社外取締役も情報の収集のため国内外の重要拠点を適時視察していますが、これらは当社グループの事業を理解するための機会にもなると考えています。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に役立つとの考えから、その促進を図ります。その方針については、「IRポリシー」としてとりまとめ、当社ウェブサイト( http://www.anest-iwata.co.jp/ )にて開示します。

### 2.資本構成

外国人株式保有比率<sup>更新</sup>

20%以上30%未満

# 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,620,600	8.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,790,300	6.68
第一生命保険株式会社	2,272,000	5.44
アネスト岩田得意先持株会	1,813,400	4.34
アネスト岩田仕入先持株会	1,798,000	4.31
明治安田生命保険相互会社	1,520,848	3.64
株式会社三菱UFJ銀行	1,105,635	2.65
株式会社常陽銀行	960,000	2.30
THE BANK OF NEW YORK 133652	924,600	2.21
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	900,496	2.16

# 支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

#### 3.企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガパナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

# 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

# 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

# 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	5名

会社との関係(1) <sup>更新</sup>

氏名	<b>属性</b>	会社との関係( )										
<b>₹</b>		а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
浅井 侯序	他の会社の出身者											
米田 康三	他の会社の出身者											
大島 恭輔	他の会社の出身者											
髙山 昌茂	公認会計士											
松木 和道	他の会社の出身者											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) <sup>更新</sup>

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅井 侯序				電機メーカにおいて人事や法務・総務部門の 要職を歴任するなど、経営管理に関する豊富 な経験と幅広い見識を有しており、持続的な企 業価値向上の実現のために適切な人材と判断 し、取締役としての選任をお願いするものであ ります。

米田 康三	長年にわたり多くの企業経営に携わり、経営に関する高い見識を有しており、社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくと共に、経営を適切に監督いただいております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 2020年6月の株主総会終結の時をもって、取締役の在任期間は5年となります。
大島 恭輔	長年にわたり製造業の企業経営に取締役、常勤監査役として携わり、経営に関する高い見識を有しており、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。 2020年6月の株主総会終結の時をもって、取締役の在任期間は5年、そのうち監査等委員としての在任期間は5年、そのうち監査等委員としての在任期間は4年となります。
髙山 昌茂	公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員長として、当社の経営の透明性・公正性を高めるよう努めていただいております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。 2020年6月の株主総会終結の時をもって、監査役の在任期間は4年、監査等委員の在任期間は4年、監査等委員の在任期間は4年となります。
松木 和道	製造業を含む様々な企業において豊富な業務経験を持ち、特に法務・コンプライアンスの分野では深い知見を有しており、2018年からは当社の社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくと共に、経営を適切に監督いただいております。この実績を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。 2020年6月の株主総会終結の時をもって、取締役の在任期間は2年となります。

# 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)		
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

(b)監査等委員会から指示を受けた業務について、内部監査部門は監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事は監査等委員会の同意の下に行わなければならないこと。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に会合を持ち意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることができること。

#### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名·報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名·報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社外取 締役

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関で、代表取締役と社外取締役5名の6名で構成され、委員長は社外取締役です。 代表取締役・取締役の指名、代表取締役・取締役の報酬規程の改廃および代表取締役と監査等委員でない取締役の評価を取締役会に答申します。

# 【独立役員関係】

独立役員の人数 <sup>更新</sup>

5名

その他独立役員に関する事項

#### 社外役員の独立性基準

- 1. 独立取締役は、以下のいずれかに該当する者であってはならない。
- a. 当社又は当社子会社の業務執行者(業務執行取締役及び使用人)及び過去に業務執行者であった者。
- b. 当社又は子会社を主要な取引先とする者(当社支払いが直近年度又は過去3年度の平均でその連結総売上高の2%以上になる取引先)とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
- c.当社又は子会社の主要な取引先(直近年度又は過去3年度の平均で当社の連結総売上高の2%以上の取引先)とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
- d. 当社又は子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(直近年度又は過去3年度の平均で年間1,000万円以上又はその連結総売上高の2%以上のもの)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(法人等の団体の場合はその団体に所属する者及び過去に所属していた者)。
- e. 当社の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主)(法人の場合は、法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者)。
- f. a. からe. までに掲げる者の近親者(二親等内の親族若しくは同居の親族)。
- g. 当社又は子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社及び子会社の出身者。 なお、a~dの「過去に」とは、取引所の独立性基準で規定する過去とする。
- 2. 独立取締役は、上記1項に考慮された事由以外でも利益相反が生じるおそれのある者であってはならない。
- 3. 仮に上記1項、2項に該当する者であっても、人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと考える者については、当社が独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、独立取締役とすることができる。
- 4. 社外取締役、監査等委員である社外取締役については、その独立性を考慮し、就任期間10年を超えての再任は行わない。ただし、指名・報酬委員会が、状況により、上記以外の特別答申を行った場合には、取締役会で審議・決議できる。

# 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の役員に対する報酬は、株主総会で決定された限度額の範囲内で、毎月の定期同額給与と年1回の業績連動給与(役員賞与)、及び信託を利用した中長期的な業績と連動する報酬制度によって構成されております。

#### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役の報酬等の総額(2019年度)

取締役(監査等委員を除く) 支給人員7人 支給額139百万円 (うち社外取締役) 支配人員2人 支給額17百万円 取締役(監査等委員) 支給人員4人 支給額54百万円 (うち社外取締役) 支配人員3人 支給額27百万円

(注)

1.使用人兼務取締役の使用人給与相当額4名12百万円を含みません。

2.上記には、2019年6月25日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)2名及び2019年12月31日付で辞任した取締役(監査等委員を除く)1名を含んでおります。

3.2016年6月28日開催の第70期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は60百万万円以内と決議いただいております。

4.業績連動型株式報酬制度については、2019年6月25日開催の第73期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く)に将来給付する株式の取得資金として、当社が信託に拠出する資金は3事業年度で130百万円を上限とすること、給付対象となる当社株式数は3事業年度当たり44,000株を上限とすることが決議されています。なお、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金額の給付を受ける時期は、原則として取締役退任時となります。なお、上記には2019年12月31日付で辞任した取締役(監査等委員を除く)1名は含んでおりません。

5.上記支給額のほか、2005年6月28日開催の第59期定時株主総会における役員退職金慰労制度の廃止決議に基づく役員退職慰労金の打ち切り支給額につきまして、当年度末における残高は9百万円であります。

# 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(社外取締役を除く)に対する報酬の構成は毎月の定期同額給与(固定報酬)と年1回の業績連動給与(業績連動賞与)及び業績連 動型株式報酬(監査等委員である取締役は対象から除く)とし、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で、監査等委員である社外取 締役が委員長を務める指名・報酬委員会において、会社業績及び各取締役の職責・成果などを総合的に勘案したうえで答申し、その内容をもとに 取締役会において審議し決議します。

なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性を考慮し、経営に対する監督機能を有効に機能させるため、 2021年 3月期より業績連動報酬を廃 止し、 固定報酬のみといたします。

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

< 2021年3月期の業績に係る取締役賞与の算定方法>

利益連動給与の計算方法については以下の算定方法に基づき支給することを2020年6月10日開催の取締役会で決議いたしました。 その算定方法について監査等委員全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

#### 計算方法

業績連動給与 = 連結経常利益 × 1.10% × 各取締役のポイント÷ 取締役のポイント合計

取締役の役位別ポイント及び人数

- ・代表取締役 ポイント1.00 人数1人 取締役専務執行役員 ポイント0.35 人数2人
- ·監査等委員である取締役 ポイント0.30 人数1人 2020年6月25日開催の取締役会決議をもとにした役位で算定しております。

#### 留意事項

- ・使用人兼務取締役は、法人税法第34条第1項第3号に規定される業務執行役員であります。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」とは連結経常利益であります。

·法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定額」は、1億円を限度とします。連結経常利益に1.10%を乗じた金額が1億円を超えた場合は、1億円を各取締役のポイント数で割り振り計算した金額をそれぞれの業績連動給与とします。

・やむを得ない事情により取締役が職務執行期間の中途で退任した場合、職務執行期間の開始から期末までの期間における当該取締役の在職 月数(1月未満の端数切上)にて支給します。なお、期末後の退任については月数按分しません。

#### (業績連動旗株式報酬の算定方法に係る事項)

ポイント付与対象者

当社の取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます)及び取締役を兼務しない執行役員(以下「取締役等」といいます)

#### 付与するポイント数

・ポイント付与の時期

2019年6月25日開催の第73期定時株主総会決議で許容される範囲において、毎年6月の定時株主総会日(以下「ポイント付与日」といいます)現在における株式給付を受ける予定者(以下「受給予定者」といい、当該日に退任する者を含みます。)に対して、下記に記載の職務執行期間における職務執行の対価として同日に役位ポイントを付与します。ただし、ポイント付与日の前事業年度の末日において役員として在任していた者に限ります。

取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除きます)

前年定時株主総会日から当年定時株主総会日まで

執行役員

前年4月1日から当年3月31日まで

#### ・報酬と連動する業績評価指標

当社は、すでに業績連動報酬に係る指標として経常利益を選択しておりますが、事業の成長を幅広く捉え、バランスの取れた経営を目指した上で持続的な利益成長を実現するとの視点から、中期経営計画の最終年度末における連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を指標といたしました。

<中期経営計画(2019年4月1日から2022年3月末日)の最終年度末における目標値>

連結営業利益 5,500百万円

親会社株主に帰属する当期純利益 3,800百万円

・付与するポイント数

職務執行期間の末日における役位に応じた役位ポイントをポイント付与日に付与する。また、1ポイント=1株とする。

< 役位ポイント(= 株式数) > 1

代表取締役社長執行役員/社長執行役員 10,400ポイント

取締役専務執行役員/取締役常務執行役員 8.300ポイント

専務執行役員/常務執行役員 6,300ポイント

執行役員 4,200ポイント

(注)

1.当社は2020年4月1日付で、業務執行に係る意思決定及び激変する市場環境への対応の迅速化を図るため、業務執行役員体制の強化/既存事業に対する権限移譲の強化を行うことを目的とした執行役員制度の改定を実施いたしました。上席執行役員の廃止並びに専務執行役員及び常務執行役員を新設し、それぞれの役位ポイントを株式給付規程にて制定いたしました。

2.役員就任後最初に到来するポイント付与日に付与する役位ポイントは、次の算式により算出されるポイントとします。

職務執行期間における役位に応じた役位ポイント(1)×職務執行期間のうち役員に就任した日の属する月以後の期間の月数÷12また、職務執行期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与する役位ポイントは、次のaの算式により算出されるポイント及びbの算式により算出されるポイントの合計ポイントとします。

a.変更前の役位である期間に応じたポイント

変更前の役位に応じた役位ポイント(1)×(職務執行期間のうち変更前の役位で在任していた期間の月数÷12)

b.変更後の役位である期間に応じたポイント

変更後の役位に応じた役位ポイント(1)×(職務執行期間のうち変更後の役位で在任していた期間の月数÷12)

- 3.中期経営計画の初年度以降、2年目、終了年度も同様にポイントを累計します。
- 4.中期経営計画の最終年度の末日において役員であった者(当該日に役員を退任する者を含みます)に対して、付与された役位ポイントの累計ポイントは、中期経営計画の終了年度の翌事業年度の定時株主総会日に調整し、次の算式により算出されるポイントを確定ポイントとします。

直前の中期経営計画期間中に累計された役位ポイント数×中期経営計画の目標達成度に応じて定める業績係数

#### <業績係数>

中計目標に対し、営業利益が目標達成率が100%の場合、

業績係数は当期純利益の目標達成率に応じて、100%:1.0、95%以上100%未満:0.75、95%未満:0となります。

中計目標に対し、営業利益が目標達成率が95%以上100%未満の場合、

業績係数は当期純利益の目標達成率に応じて、100%:0.75、95%以上100%未満:0.5、95%未満:0となります。

中計目標に対し、営業利益が目標達成率が95%未満の場合、

業績係数は当期純利益の目標達成率に応じて、100%:0、95%以上100%未満:0、95%未満:0となります。

注)

中期経営計画の終了年度の末日に退任した取締役を兼務しない執行役員については、中期営計画の終了年度の翌事業年度の定時株主総会日に、役位ポイントを付与の上、「確定ポイント」を算出します。

#### 給付を受ける権利と給付株式数及び金銭額

・受給予定者が役員の退任日までに株式給付規程に定める条件を満たした上で退任した場合(受給予定者が正社員身分になる場合、及び死亡による退任を除きます)は、当該退任日に給付を受ける権利を取得します。ただし、受給予定者が正社員身分になる場合にあっては、当該正社員身分の喪失日に給付を受ける権利を取得します。

・一方で、受給予定者が株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中又は退任日から給付が行われる日までの間に一定の 非違行為があったことに起因して退任した場合、在任中又は退任日から給付が行われる日までの間に会社に損害が及ぶような不適切行為等が あった場合は、給付を受ける権利を取得できないものとします。

任期満了・会社都合により退任した取締役等に給付する株式数及び金銭額の算式

#### a.株式

次の算式により「1ポイント=1株」として算出される株式数

株式数 = 退任日までに累計された確定ポイント数(以下「保有ポイント数」といいます)×70%(単元株未満の端数は切り捨てます)

・受給予定者が自らの意思で任期満了とは異なるタイミングで退任する場合

「1ポイント=1株」として保有ポイント数を株式で給付します。

・受給予定者が死亡した場合

当該受給予定者の遺族が、当社より当該遺族に対して別途指定する日までの間に当社が株式給付規程に規定する条件を満たした場合に、遺族 は、当社に対して遺族給付を受ける旨の意思を表示した日に遺族給付として金銭の給付を受ける権利を取得します。また、その額は、次の算式に より算出されます。

遺族給付の額 = (死亡日までに累計された確定ポイント数 + 死亡日の属する中期経営期間に累計された役位ポイント数) × 死亡日時点における 本株式の時価

(注)

本株式の時価につきましては、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値とし、当該日に終値が公表されない 場合には、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

・1事業年度における役位別の上限株式数(ポイント数)は以下の通りとします。

代表取締役社長執行役員/社長執行役員 10.400ポイント

取締役専務執行役員/取締役常務執行役員 8,300ポイント

専務執行役員/常務執行役員 6,300ポイント

執行役員 4,200ポイント

(注)

上記上限となる株式数には、退任時に換価して金銭で給付する株式数を含む。

### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役が、その役割・責務を実効的に果たすために、関連する部門へ情報や資料を求める際には、監査等委員である社外取締役について は常勤の監査等委員が、監査等委員以外の社外取締役については取締役会事務局である経営企画部門が中心となり、社内との連絡・調整の支 援を行います。取締役会及び監査等委員会は、各取締役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認します。

また、第三者の意見や視点が必要と判断される案件について、社外取締役が、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を活用する際に生じる費 用は、当社が負担します。

# 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査等委員会設置会社であります。さらに、取締役会の任意の諮問委員会として指名・報酬委員会を設置し、内部統制委員会とCSR委員 会によって取締役会を補佐しています。また、事業環境の変化に応じた機動的な意思決定を可能にするため、執行役員制度を採用しています。 会社の機関の説明

(a)取締役会

取締役は取締役9名(うち社外取締役5名)で構成し、うち監査等委員である取締役は4名(社外取締役3名)です。毎月1回以上取締役会を開催 し、会社経営の意思決定と業務執行状況の報告を受けると共に、代表取締役および執行役員による業務執行を監視・監督しています。取締役の 員数は10名以内とし、その解任は株主総会の特別決議によるものと定めております。

(b)監査等委員会

監査等委員会は監査等委員4名(うち社外取締役3名)で構成し、原則として月1回監査等委員会を開催し、監査等委員会で策定した監査方針 及び監査計画に基づき、経営会議や執行役員会等の重要な会議への出席や資料・議事録の閲覧、取締役や使用人等と定期的に意見交換を行う と共に、会計監査人、内部監査部門と監査等委員会による定例の監査協議を通じて監査の質の強化を図っています。監査等委員を補助する専属 従業員は内部監査部門と定めて、経営機関内の組織としています。監査等委員の監査に必要な費用は、仮払いの要否も含めて、監査等委員会 の判断により決定する旨を定めております。

#### (c)経営会議

経営会議は、取締役会で選任された議決権を持つ9名の執行役員(うち代表取締役と取締役2名は執行役員兼務)と非業務執行取締役及び部 長で構成し、社長執行役員を議長として毎月1回以上経営会議を開催し、より有効な業務執行に資することを目的として、執行役員と社外取締役 間での協議・共有を行うとともに、事業運営に関する事項を中心に協議及び審議を行っております。

執行役員会は取締役会で選任された9名(うち代表取締役と取締役2名は執行役員兼務)で構成し、毎月1回以上執行役員会を開催し、取締役 会及び経営会議で決議された経営方針に基づいた業務執行を、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、適用法令・社内ルールの遵守のも と、迅速に推進しています。

(e)経営機関の任意の委員会

イ) 指名・報酬委員会

取締役会の任意の諮問委員会で、代表取締役と社外取締役5名の6名で構成し、委員長は社外取締役です。指名・報酬委員会は、代表取締 役・取締役の指名、代表取締役・取締役の報酬規程の改廃、および代表取締役と監査等委員でない取締役の評価を取締役会に答申します。

口)内部統制委員会

取締役会傘下に設置した任意の委員会で、代表取締役、取締役3名と経営企画担当責任者の5名で構成し、委員長は代表取締役、事務局は 内部監査担当責任者が担当します。内部統制基本方針、内部統制体制の整備方針、コーポレート・ガバナンス方針等の立案と、四半期毎の実施 状況に関する報告を取締役会に行います。

八) CSR委員会

取締役会傘下に設置した任意の委員会で、代表取締役、取締役3名と経営企画担当責任者の5名で構成し、委員長は経営企画担当責任者、 事務局は経営企画部門が担当します。リスク管理、コンプライアンス対応、会社情報開示管理、内部通報対応・懲戒処分対応について、取締役会 に答申・報告をします。

会計監査の状況

当社は青南監査法人と監査契約を締結しており、小平修、大野木猛の2名の公認会計士により会計監査が執行されております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名であります。

会計監査人は、会計監査計画の立案及びその体制検討等を監査等委員と協議をし、また、3ケ月に1回の頻度で会計監査報告や必要に応じて 行う報告を監査等委員へ行うこととしています。

当社は定款において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人で あったものも含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定め、会社法第427条第1項の規定に基づき下記内容の責 任限定契約を結んでおります。

会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の額の事業年度 毎の合計額のうち最も高い額に2を乗じた額をもって、損害賠償責任の限度としております。

社外取締役

当社の社外取締役は5名(うち監査等委員である取締役3名)であります。社外取締役は、当社と直接の利害関係の無い有識者や経営者等から

選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断をすることで、取締役会の監督機能強化を図っております。

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

# 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付けており、多様な知見を有する社外取締役を積極的に登用すると共に、監査等 委員である取締役が適時・適切な監督及び監査を行うことによって、経営の公平性と透明性を確保しています。このような取り組みを通じて、すべてのステークホルダーに向けた企業価値の向上と持続的な成長を実現してまいります。

# 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

# 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より前の日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2019年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラット フォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	2020年6月10日より、東京証券取引所及び当社ウェブサイトに開示しています。
その他	株主総会招集ご通知を、総会開催日の3週間以上前に東京証券取引所及び当社ウェブ サイトにて開示しています。

# 2.IRに関する活動状況<sup>更新</sup>

	補足説明	代表者 自身説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	作成し、当社ウェブサイトにてIRポリシーとして開示しております。 http://www.anest-iwata.co.jp/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回開催 2019年7月から2020年6月までの実績 2020年2月17日・・・・横浜	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2019年7月から2020年6月までの実績 ・説明会1回 2019年11月28日・・・・東京 ・スモールミーティング 4回・・・・東京、1回・・・・横浜	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.anest-iwata.co.jpにて、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、各種説明会資料、株主総会の招集ご通知などをIR情報として掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 常務執行役員 経営企画部長 鷹野巧一IR担当 経営企画部 IR広報室長 渡辺徹	

# 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明		
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	アネスト岩田フィロソフィ		
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証事業所であり、環境保全活動、CSR活動については、当社ウェブサイト他の 媒体において開示している「統合報告書」に記載しています。		
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	TDnet·EDINET·当社ウェブサイト(URL http://www.anest-iwata.co.jp)·個別に郵送する「事業レポート」にて情報提供しています。		

# 内部統制システム等に関する事項

# 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

アネスト岩田グループ(以下、当社グループ)は、創業以来の社是である「誠心(まことのこころ)」に基づき、公正な競争を通じて良い品質の製品とサービスを適正な価格でまごころを込めて提供することにより、永続的な企業価値の増大と株主への適正な利潤の還元を図ることにとどまらず、広く社会の一員としてその責務を果たし貢献する企業グループを目指しています。

この一環として、「アネスト岩田フィロソフィ」の基本構成のひとつである「企業統治の基本方針」のなかで、内部統制の基本方針を次のとおり定めています。

#### 内部統制の基本方針

「有効かつ効率的な事業運営や財務報告の信頼性確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、内部統制を継続的に整備し、運用を行う。」これを達成するため、私たちアネスト岩田グループの全ての構成員は、経営理念と経営ビジョンを理解し、行動指針と行動規範に従い、各々の役割に応じた職務を誠実に遂行します。

#### 1.内部統制の基本方針に対する各々の主な役割

### ・取締役会及び取締役

内部統制の基本方針及びそれを推進するための計画を決議し、その実施状況を監督します。また、各取締役もこれを監督し、課題については取 締役会に提起し論議を行います。

#### ·代表取締役

業務執行の最高責任者として内部統制の整備及び運用を実施します。また、自ら内部統制の有効性を評価するとともに、継続的な改善を実施します。有効性の評価結果は、内部統制報告書、事業報告等で開示します。

#### ·内部統制委員会

内部統制の方針及びその推進計画を立案するとともに、その実施状況を取締役会に報告します。また、改善が必要な事項について、取締役会に提案します。

## ·監査等委員

監査等委員以外の取締役とは独立した立場から内部統制の方針・計画等の取締役会の決議に加わるとともに、代表取締役及び業務執行取締役の内部統制の整備・運用状況や事業報告の記載内容等を監査し、監査報告を作成します。

#### ·内部監查室

監査等委員会の直下とし、他の部門と独立した立場から、内部統制の有効性を評価し監査等委員会及び代表取締役に報告するとともに、それを通じて内部統制の整備・運用を推進します。また、監査等委員会の職務を補助します。

#### ·品質保証部

当社グループ全体の製品の品質向上を推進し、不具合があった場合には的確に対処します。エアエナジー事業部・コーティング事業部とは独立した立場からお客様の満足度向上に貢献します。

#### ·経営企画部

「アネスト岩田フィロソフィ」の浸透を通じて、当社グループ内の全ての構成員の職務の誠実な遂行を図り、より有効かつ効率的な事業運営の構築 を推進します。

#### ・情報システム部

当社グループ内のIT統制を統括し、有効かつ効率的な事業運営や財務報告の信頼性確保などの基盤を構築します。

#### ·経営管理本部

当社グループ内の全ての構成員が能力を発揮できる環境を整えます。また、規程管理の主管部門として、規程の整備・見直しを推進し、経営活動の円滑化を図ります。財務報告の信頼性確保、資産の保全においては中核となり、エアエナジー事業部・コーティング事業部や国内営業本部と共に活動します。一方で、両事業部から独立したコンプライアンス部門として、公平な法務的見地からの意見を発信し、課題を解決します。

## ・エアエナジー事業部

エアコンプレッサ等の気体に係る製品を開発・生産し、お客様にお届けします。また、自らの事業活動に対するリスクを把握し、対応するとともに、 主管するグループ会社に対して、指導・支援を実施します。

#### ・コーティング事業部

スプレーガン等の液体に係る製品を開発・生産し、お客様にお届けします。また、自らの事業活動に対するリスクを把握し、対応するとともに、主管するグループ会社に対して、指導・支援を実施します。

#### ·国内営業本部

国内のお客様に当社の製品・サービスを提案し、お届けします。また、自らの販売活動に対するリスクを把握し、対応するとともに、主管するグループ会社に対して、指導・支援を実施します。

# 2.「業務の適正を確保するための体制」についての基本方針

当社及び当社グループにおける取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)当社グループの基本方針、当社グループで働く全ての者が責任のある行動を取るための指針、法令・定款・方針・社内規定等の遵守などを定めた「アネスト岩田フィロソフィ」を取りまとめ、浸透を図っています。また、法務担当部門により継続的にコンプライアンス教育を実施するとともに、内部監査部門の配置により、その浸透状況を確認しています。

(b)当社の製品別担当部門が各グループ会社の主管として指導・支援を実施しています。また、各グループ会社は定期的に当社に財務状況や取締役会の審議結果等を報告しています。

(c)内部通報窓口「アネスト岩田ホットライン」と「ANEST IWATA Group Hotline」を設置し、不正リスクを軽減させるとともに、法令上疑義のある行為を早期に発見・対応する体制を構築しています。また、代表取締役による相談窓口「提案ポスト」も設置しています。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、及び、取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により事業を有効かつ効率的に運営するため、以下の取組みを行っています。

(a)代表取締役を補助するため、執行役員を任命し執行役員会を設置します。当社の取締役会から一部の意思決定権限を代表取締役へ委譲し、執行役員会で審議します。これにより、重要な事項についての取締役会での活発な議論を可能とするともに、取締役会の監督機能の強化を図ります。2020年4月より、これに加え、全ての執行役員及び全ての取締役も参加する経営会議を設置しました。従来、執行役員会にて審議していた事項のうち主要な項目については、経営会議に移譲します。これは、当社グループの事業について熟知した執行役員と、他社での業務執行経験や専門分野での知識の豊富な社外取締役の積極的な協議・共有の場を設けることで、より有効な業務執行に資するものです。なお、経営会議の議決権を執行役員のみに限定することで、業務執行への参加による取締役会の監督機能への悪影響を排除します。

(b)任意の諮問機関である指名・報酬委員会が、取締役候補及び執行役員候補の指名を取締役会に答申することで、公正かつ透明性の高い手続

きを行います。また、CSR委員会及び内部統制委員会を設置し、それぞれの事項について具体的な立案を行い、取締役会への上申を行います。 (c)職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、業務を執行しない取締役を取締役総数の半数以上としています。

(d)取締役会全体の実効性について、定期的に分析・評価をしています。

(e)取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報(文書・議事録)及び重要な決裁に係る情報の保存・管理についての指針を定めています。また、電子ファイル等に関わるシステムを安全に管理し、不測の事態にも適切に対応しています。

当社及び当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a)リスクの洗い出し・予防及びリスクが現実のものとなった場合の企業価値の保全を目的として、リスク危機管理規程を定めています。
- (b)リスク危機管理規程等に基づき、リスクに対する統一した管理体制として、社長執行役員を委員長とした「危機管理委員会」を設置しています。 緊急事態が発生した場合には、「危機管理委員会」を召集し、迅速かつ適切に対応するとともに、事後の防止策を講じます。
- (c)万が一当社グループの製品に不具合があった場合に的確に対処できるよう独立した品質保証部門を設置し、お客様の満足度向上に努めています。

監査等委員以外の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制と、その他監査等委員会の職務が実効的に行われることを確保するための体制、及び、監査等委員会の職務を補助すべき従業員及びその従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項当社は、監査等委員会の職務が実効的に行われることを確保するため、以下を定めています。

- (a)社内の事情に精通した常勤の監査等委員を1名選定していること。
- (b)監査等委員以外の取締役及び従業員は職務執行等の状況について監査等委員会に報告しなければならないこと。
- 会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況、会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項、月次決算報告、内部監査の状況と監査結果、法令・定款等に違反するおそれのある事項、上記以外の会社経営上重要な事項等。
- (c)監査等委員は取締役会以外の重要な会議にも出席できること。
- (d)監査等委員は代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に会合を持ち意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることができること。
- (e)監査等委員は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができること。
- (f)内部通報制度を利用して通報された内容は、監査等委員に全て通知されること。通報者に対する不利益の取り扱いは、監査等委員に直接通報された場合も含め、禁止されること。
- (g)監査等委員の職務に必要な費用は、仮払いの要否も含めて、監査等委員会の判断により決定すること。
- (h)査等委員会は、その職務を補助させるため、内部監査部門に対して必要な事項を指示できること、及び、その事項については、内部監査部門は監査等委員会以外の指揮命令を受けないこと。また、内部監査部門の人事は代表取締役と常勤の監査等委員との合意の上で、監査等委員会が決定すること。

#### 2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応し、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引もしません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社の「グループ行動規範」に、反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように社内体制を整備しています。

- a. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
- 総務部門を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し、反社会的勢力からの不当要求に対応できる体制としています。
- b. 外部の専門機関との連携状況
- 平素から、地域警察の組織犯罪対策部門、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しています。
- c. 反社会的勢力に関する情報の収集·管理状況
- 反社会的勢力に関する情報を社内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しています。

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

#### 買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、1926年に創業以来、「誠心(まことのこころ)」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする。」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただき、塗装機器・塗装設備・圧縮機・真空機器の専門メーカとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。当社グループは、100年企業へ向けて以下の「グループ経営ビジョン」を定め、中長期的な経営戦略としております。 お客様の立場に立ち、誠心を込めて高性能かつ高品質な製品とサービスをご提供できる、活力と新規性に満ちた開発型企業となる。 コストダウンや社内コア技術を中心とした改良型商品開発から、市場のニーズを確実に捉え、さまざまな企業とコラボレーションする柔軟な企業となる。 世界No.1を目指して、グループの全従業員が一丸となり、お客様満足度の最大化に努め、革新的な技術・製品を常に生み出していく、「真のグローバルワン・エクセレントメーカ」になることを目指す。併せて、社是の具体化を目指して更なる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著し〈毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少な〈ありません。そのため、2007年5月15日の取締役会にて、企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様に買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂〈時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルールを導入いたしました。

# 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業価値を高めるため経営の透明性を常に図り、経営の健全性と効率性を向上させていくことをコーポレート・ガバナンスの基本として、その強化・充実に取組んでおります。また、会社情報の公表についても金融商品取引法、会社法、関連法令、証券取引所の定める適時開示規則等に従って、会社情報の適時適切な開示に努めております。

なお、適時開示規則等に該当しない情報についても、経営の透明性向上のため必要と判断した場合には開示を行っています。

#### 【適時開示体制の概要】

当社の適時開示に関する基本方針は、IRポリシーに記載し、当社ウェブサイト( http://www.anest-iwata.co.jp/ )にて開示します。決定事実、決算情報、子会社情報は取締役会の決議に従い、遅滞なく開示いたします。突発的な発生事実は、CSR委員会による審議を経て決議の上、開示いたします。

